

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市表彰審査委員会		
開催日時	平成29年9月14日(木) 午前9時30分から午前10時30分まで		
開催場所	市役所5階 特別会議室		
出席者	倉本繁八(委員長)、近藤隆治(副委員長)、鈴木睦子、富樫佐智子、加藤志津香、鈴木淳(事務局) 原田総務部長、廣瀬総務部次長、野々山課長、坂口主幹、岡田副主幹、塚崎主任主査、福上主事、丹羽主事		
問合せ先	総務課 担当者名 丹羽 電話 0561-32-8000 ファックス番号 0561-32-2165 メールアドレス soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	みよし市情報公開条例第7条第2号(個人情報)に規定する情報に該当する事項について審議を行ったため。
審議経過	○総務課長：ただ今から、表彰審査委員会を開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。はじめに、倉本委員長よりごあいさつを賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。 ○倉本委員長：皆様ご多用のところ、本日の会議にご出席いただき、ありがとうございます。今回は表彰基準の見直しということで色々なご審議、ご意見をいただき、その基準に基づき事務局のほうで候補者を選定していただきました。 今日のみよし市の繁栄がありますのも、先人・先輩の方々のご功績と併せて、多くの市民の皆様がそれぞれの立場で、市あるいは地域のために、ご尽力いただいた結果であると思います。 表彰審査委員会は、市又は地域においてそれぞれの立場で功績のあった方々が、表彰条例第2条に該当するかを審査し、意見を求められるという重要な委員会であります。 これら重責を感じながら、委員の皆様とともに、候補者について慎重に審議してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 ○総務課長：ありがとうございました。続きまして、市長がごあいさつを申し上げます。		

○市長：改めまして、こんにちは。この度は、ご多忙のなかご出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、日ごろは市行政につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、先月はみよしの夏の三大まつりである、三好池まつり、いいじゃんまつり、大提灯まつりが開催され、大勢の観客を迎え、盛会に終えることができました。いいじゃんまつりでは3基ある大提灯のうち1基が、世界で一番大きな吊り下げ提灯としてギネス記録に認定されました。来月にはみよし市体育祭も控えております。昨年、一昨年と2回連続で天候により中止になってしまいましたが、今年こそはやりたいと思っております。そして秋も深まる11月3日、本市の発展、住民の福祉増進に貢献しその功績が顕著な人を表彰する「文化の日記念式典」が開催されます。

本日は、この文化の日記念式典において、市政への功績が多岐にわたる方々に条例に基づき表彰を行うにあたり、表彰候補者を選定しましたので諮問をさせていただきます。

表彰候補者は、自治教育、教育、福祉、産業、ボランティア等の各分野において貢献いただいた9名です。感謝状については、各公職を終えられた方々、あるいは多年、事業等に貢献された3名の方々を予定しています。

皆様の慎重なる御審査をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○総務課長：続きまして、表彰候補者の適否につきまして、市長より審査委員会に諮問をいたします。

○市長：みよし市表彰条例施行規則第4条第2項に基づき、別添候補者の適否について、みよし市表彰審査委員会の意見を求めます。

(市長から表彰審査委員長へ諮問書を渡す)

○総務課長：それでは、ここで市長は退席いたします。

○市長：失礼します。よろしくお願いいたします。

(市長退室)

○総務課長：それではみよし市表彰条例施行規則第2条第5項の規定に基づき、みよし市表彰審査委員会の議事進行を委員長にお願いいたします。

○倉本委員長：それでは市長から諮問を受けましたので、ただ今より審議に入ります。

	早速ですが、事務局より説明をお願いいたします。 ○岡田副主幹：＜説明＞ 【みよし市情報公開条例第7条第2号（個人情報）に規定する情報に該当する事項について説明を行ったため、省略】 ○倉本委員長：ありがとうございます。ただ今事務局より説明を受けましたが、委員各位には慎重なご審議をお願いいたします。ご質問、ご意見などございましたら発言をお願いします。 ＜質疑＞ 【みよし市情報公開条例第7条第2号（個人情報）に規定する情報に該当する事項について審議を行ったため、省略】 ○倉本委員長：慎重なご審議をありがとうございました。それでは事務局に選定していただいた候補者を承認すると共に、新たに承認された1名を加えたものを委員会の答申としてよろしいでしょうか。 ＜異議なし＞ ○倉本委員長：それでは、答申（案）を作成してください。答申作成の間に、現段階での感謝状候補者について、事務局より説明していただきます。 （事務局 答申作成） ○塚崎主任主査：答申を作成させていただいている間に、感謝状候補者の説明をさせていただきます。＜説明＞ 【みよし市情報公開条例第7条第2号（個人情報）に規定する情報に該当する事項について説明を行ったため、省略】 （事務局 答申書（案）を配布） ○総務課長：それでは先程の答申書ができましたので、ご確認をお願いします。 （市長入室） ○倉本委員長：平成29年9月14日付け29み総第206号で諮問のありましたこのことについて、みよし市表彰条例施行規則第4条第3項の規定に基づき審査しましたので、その結果を答申します。 表彰の方が、去年は4名でしたが今年は10名ということで諮問をお受けいたしました。ただ委員会の中でご意見が出まして、ボランティアを長年やっておられる方がいらっしゃるということで、1名追加させていただきました。資格等の調査をこれから行いますが、良い結果が出ますようよろしくお願いいたします。
--	--

	します。 ○市長：どうもありがとうございます。皆様、非常に慎重なるご審査、ありがとうございました。1名増というお話ですね。とても嬉しく思っております。 ○倉本委員長：ただいま、平成29年度表彰候補者について市長に答申をさせていただきました。委員の皆様には、慎重なるご審議をありがとうございました。 ○総務課長：委員の皆様、長時間にわたりましてありがとうございました。それでは、以上をもちまして表彰審査委員会を閉会とさせていただきます。 本日は、ありがとうございました。
--	---